

○クリーンセンターに持ち込む

一般廃棄物（ごみ）処理手数料見直しについて

種別	改定前	改定後
一般（家庭系）	165 円/10 kg	300 円/10 kg
事業系	264 円/10 kg	

※令和 6 年 10 月から（予定）

○資源回収登録団体への奨励金見直しについて

	現行制度	見直し案
資源化事業推進奨励金	1 世帯あたり月額 10 円	変更なし
古紙類、古繊維類、空き缶、 空きびん、金属類	1 kg × 5 円	変更なし
奨励金対象の排出量	上限なし	1 か月 1 世帯 9 kg まで
団体への支払回数	毎月 1 回	年 2 回（10 月・翌年 4 月）
集積所の回収	上限なし	変更なし ※1 世帯 9 kg を超えても回収

<例 1> 30 世帯が団体全体で 250 kg/月を排出した場合（上限内）

団体の奨励金上限 9 kg × 30 世帯 = 270 kg ※排出した資源はすべて回収

10 円 × 30 世帯 = 300 円①

250 kg × 5 円 = 1,250 円②

① + ② = 1,550 円

（排出量上限以下のため全て奨励金対象）

<例 2> 30 世帯が団体全体で 300 kg/月を排出した場合（上限超）

団体の奨励金上限 9 kg × 30 世帯 = 270 kg ※排出した資源はすべて回収

10 円 × 30 世帯 = 300 円①

270 kg × 5 円 = 1,350 円②

① + ② = 1,650 円

（300 kg - 270 kg = 30 kg は奨励金の対象外）

この場合、年間の支払いの上限は、

$((¥10 \times \text{世帯数}) + (¥5 \times \text{排出量 } 9 \text{ kg} \times \text{世帯数})) \times 12 \text{ 月}$

= ¥660 × 世帯数となります。

